

# 令和5年度東大和市交通安全対策審議会

令和5年10月20日（金）午前10時00分～  
東大和市役所 会議棟 第6会議室（2階）

## 会 議 次 第

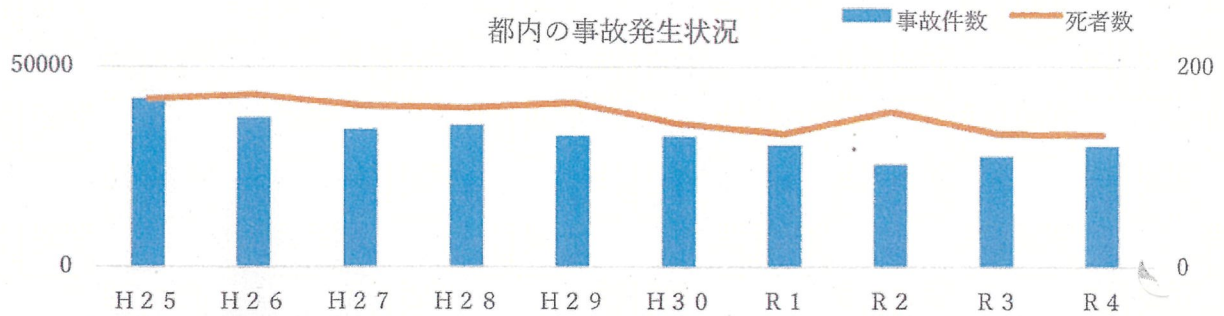
1. 市長挨拶
2. 委嘱状の交付（新規委嘱のみ）
3. 委員の自己紹介
4. 議題
  - (1) 関係行政機関の状況について
    - ① 東大和市内の交通事故状況
    - ② 東大和市内の救急出場状況
  - (2) 東大和市の交通安全対策事業状況について
  - (3) その他

交通事故状況

1 過去10年間の推移

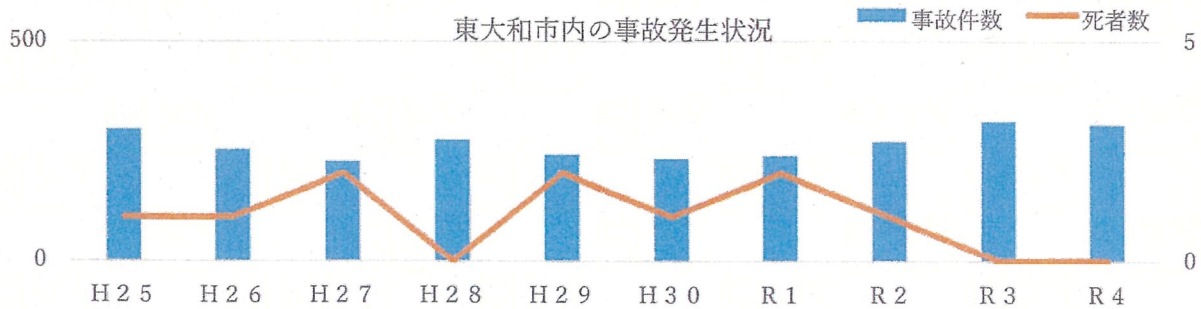
都内の事故発生状況（過去10年間）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事故件数	42,041	37,184	34,274	32,412	32,763	32,590	30,467	25,642	27,598	30,170
死者数	168	172	161	159	164	143	133	155	133	132

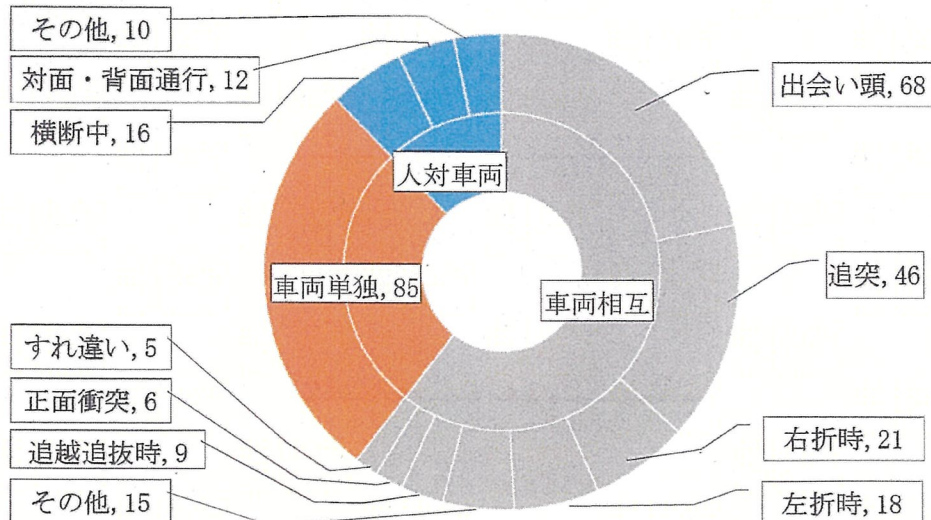


東大和市内の事故発生状況（過去10年間）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
事故件数	301	254	227	276	242	233	240	272	317	311
死者数	1	1	2	0	2	1	2	1	0	0



2 東大和市内における事故類型（令和4年）



令和5年8月23日

北多摩西部消防署 東大和市内の救急活動状況(令和4年中)

救急出場件数		5139 件(前年比 +897 件)			
搬送人員		4298 名(前年比+618 名)			
事故種別		① 急病 3606 件、約 60%(前年比 +779 件) ② 一般 918 件、約 6%(前年比 +115 件) ③ 交通事故 282 件、約 6%(前年比 -14 件) ④ その他 78 件、約 7%(前年比 +24 件)			
交通事故	救急出場件数	282 件(前年比 -14 件)			
	搬送人員	258 名(前年比+39 名)			
	年齢別	0~2 歳	5 名	40~49 歳	28 名
		3~5 歳	1 名	50~59 歳	25 名
		6~14 歳	18 名	60~64 歳	14 名
		15~19 歳	24 名	65~69 歳	15 名
		20~29 歳	29 名	70 歳以上	72 名
		30~39 歳	27 名		
		曜日別	日曜日 30 名 月曜日 40 名 火曜日 44 名 水曜日 44 名	木曜日 32 名 金曜日 39 名 土曜日 29 名	
	程度別	死亡 0 名(初診時に死亡が確認) 重篤 0 名(生命の危険が切迫している) 重症 9 名(生命の危険が強いと認められる) 中等症 45 名(生命の危険はないが入院を要する) 軽症 204 名(軽症で入院を要しない)			
備考	1 本統計は、令和4年中において、東大和市内に東京消防庁の救急隊が出場したものです。 2 東京消防庁全体の交通事故に伴う救急出場件数は 41,101 件で、救急出場件数の 4.7%を占めています。				

注：▲はマイナスを示しています。

## 東大和市の交通安全対策事業状況

(令和4年4月～令和5年3月)

### 1 交通安全推進事業

(1) 通学路等に交通立看板の設置又は交換を行い、交通安全対策に努めた。

- ・新設            34箇所
- ・交換           49箇所

### (2) 交通安全運動

① 春の全国交通安全運動    4.4.6 (水) ～4.4.15 (金)

運動の重点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子供を始めとする歩行者の安全確保</li> <li>2. 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上</li> <li>3. 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保</li> <li>4. 二輪車の交通事故防止 (東京都重点)</li> </ol>
-------	--

② 秋の全国交通安全運動    4.9.21 (水) ～4.9.30 (金)

運動の重点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保</li> <li>2. 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶</li> <li>3. 自転車の交通ルール遵守の徹底</li> <li>4. 二輪車の交通事故防止 (東京都重点)</li> <li>5. 電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底 (東京都重点)</li> </ol>
-------	---

### (3) 交通安全教室実施状況

(単位：回、人)

対 象	回 数	人 員	内 容
幼 児	9	623	信号の見方、正しい横断の仕方等 (保育園・幼稚園)
児 童	7	452	小学3年生を対象にした自転車運転免許講習会 (第一・二・五小学校は、雨天・猛暑のため中止となった。)
生 徒	1	282	スタントマンによる体験型自転車交通安全教室 (第五中学校のみ開催。第二中学校は開催の予定であったが、雨天のため、中止となった。)
高齢者	0	0	実施せず
計	17	1,357	

(4) 交通安全啓発チラシの作成、配布

対象	内容
高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請者 ※4年12月配布開始	市内の高齢者・自転車関与事故の状況、自転車利用五則の徹底、公共交通の利用促進、ほか
東京都市町村民交通災害共済の市役所窓口での申込者 ※5年1月配布開始	市内の高齢者・自転車関与事故の状況、自転車利用五則の徹底、公共交通の利用促進、ほか
スクエアドストリート実施予定校（第二中学校、第五中学校） ※5年2月配布	市内の中学生・高校生関与事故の状況、自転車利用五則の徹底、損害賠償保険の加入、ほか
市内の都立高等学校（2校） ※5年3月配布	市内の高校生関与事故の状況、自転車利用五則、東京都自転車安全学習アプリの紹介、ほか

(5) 東京都市町村民交通災害共済（ちょこっと共済）

① 掛金の額（年額） Aコース 1,000円 Bコース 500円

② 令和4年度中に請求を受けた見舞金の支払い状況（単位：件、万円）

等級	程 度	見舞金額及び件数				支払 件数 計	支払 金額 計
		Aコース		Bコース			
		件数	金額	件数	金額		
1	死亡（交通災害を受けた日から1年以内）	0	300	0	150	0	0
2	重度の後遺障害（交通災害を受けた日から1年以内）	0	200	0	100	0	0
3	入院日数30日以上の傷害	1	34	0	17	1	34
4	入院日数10日以上30日未満、または実治療日数30日以上の傷害	10	14	3	7	13	161
5	実治療日数10日以上30日未満の傷害	5	8	0	4	5	40
6	実治療日数10日未満の傷害	4	4	0	2	4	16
合 計						23	251

③ 加入状況（単位：人、%）

Aコース	Bコース	合計	加入率	備 考
2,262	814	3,076	3.6	4.4.1 現在の人口 85,086

(6) 高齢者運転免許証自主返納支援事業

① 事業開始日 令和元年7月1日

② 支援内容

運転免許証を自主返納した方1人に対し、東大和市コミュニティバス回数乗車券（90円25枚つづり）1冊を交付。

③ 対象者

運転免許証を自主返納した方のうち、運転免許証を自主返納した日及び運転免許証を自主返納した日から起算して6か月以内の当該申請時において、東大和市の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている65歳以上の高齢者であること。

④ 回数乗車券の交付状況 (単位：人、冊、%)

区分	申請数	交付数	構成比
65歳～69歳	13	13	6.19
70歳～79歳	132	132	62.86
80歳以上	65	65	30.95
合計	210	210	100.00

2 交通安全施設管理事業

(1) 道路反射鏡の補修及び清掃、警戒標識、道路標示等の補修を実施し、適切な維持管理を図った。

- ① 道路反射鏡補修 6基
- ② 警戒標識補修 2基
- ③ 区画線等補修 6,642.57m (93路線)
- ④ カラー舗装補修
  - ア.グリーンベルト 97.60m (1路線)
  - イ.グリーンベルト以外 162.60 m<sup>2</sup> (5路線)
- ⑤ 道路反射鏡清掃 1,295基
- ⑥ 交差点鋸補修 2基

(2) 自動車、歩行者と分離された自転車通行空間を整備し、自転車の事故を防止するため、自転車ナビマークを1路線(28箇所)設置した。

今後も警察署と協力し、必要箇所に自転車ナビマークの設置の推進を図る。

※ 別紙自転車ナビマーク設置場所図参照

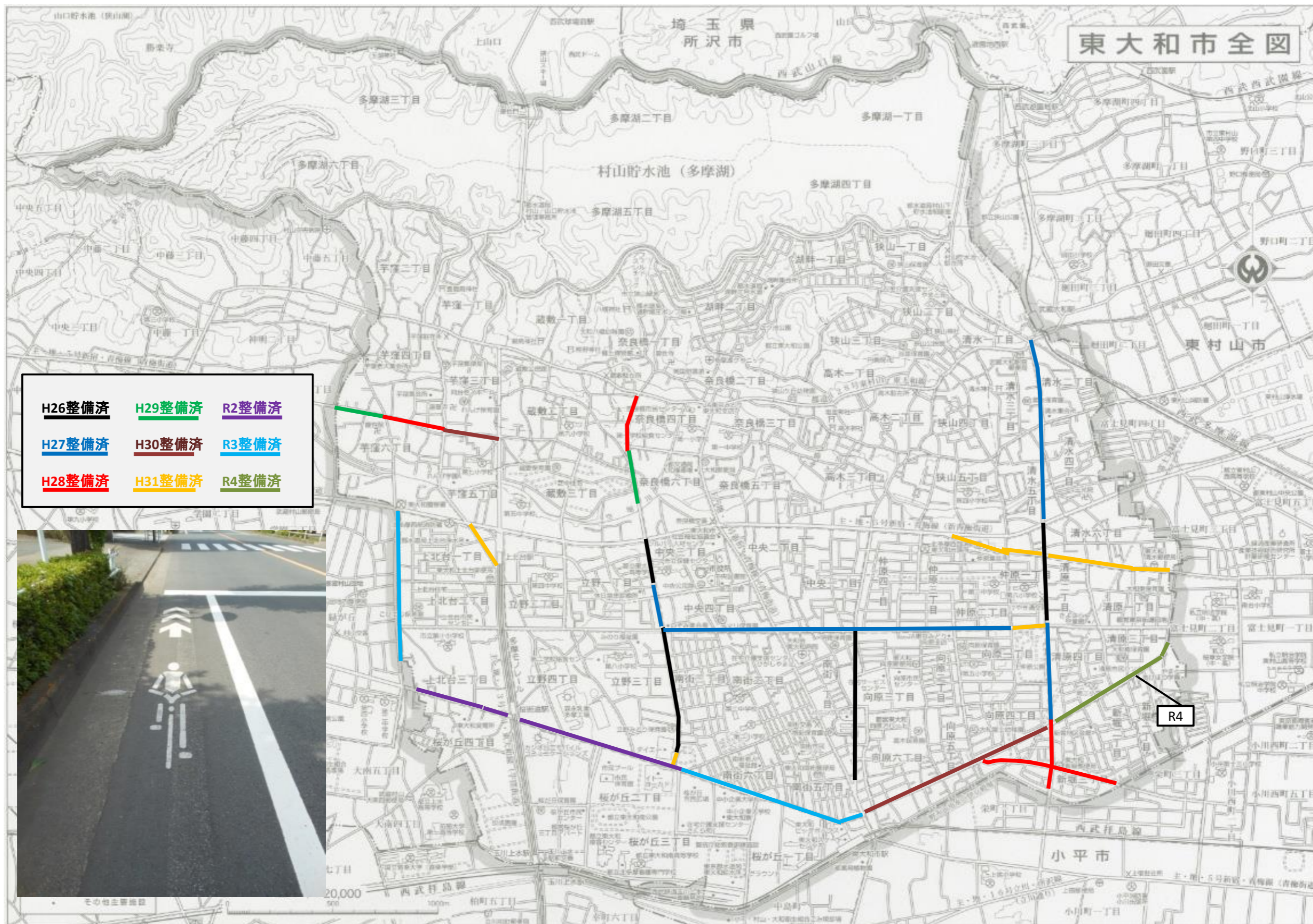


### 3 交通安全施設整備事業

(1) 道路反射鏡の新設 5基(一面鏡 4基、二面鏡 1基)

(2) 交差点鉾の新設 1基

# 自転車ナビマーク設置場所図





○東大和市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年5月21日

条例第10号

改正 昭和45年10月1日条例第19号

昭和49年10月1日条例第30号

平成28年6月6日条例第19号

令和3年11月30日条例第25号

(設置)

第1条 東大和市の区域内における交通道德の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関として東大和市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ交通事故防止対策に関する必要な事項を審議して答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 関係行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、その選任方法は、第3条第1号の委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(部会の議事)

第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、まちづくり部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年10月1日条例第19号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則 (昭和49年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「1年」を「2年」に改める部分に限る。)は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138の4・③

～ちょこっと共済に加入されたみなさまへ～

# うまべえとちょこ助・ちょころ からのお願い



ちょこ助



うまべえ



ちょころ

この度は、ちょこっと共済に加入していただき、ありがとうございます。  
ちょこっと共済は、不幸にして交通事故にあい、治療を受けた方に、ケガの等級に応じてお見舞金が支払われる制度ですが、なによりも事故にあわないことが大事です。

加入されたみなさまに知っておいて欲しいことをまとめましたので、是非ご覧ください！

「ちょこ助」と「ちょころ」は、東京都市町村民 交通災害共済(ちょこっと共済)のマスコットキャラクターです。

# 1 市内の交通事故の特徴

市内では、高齢者や自転車が関係する事故が多く発生しています。

※ 令和4年の高齢者関与率 都内 49 区市中6位 自転車関与率 同 9 位

気をつけないと  
いけないべえ～



## 2 市内で発生する自転車事故の

当事者の多くは、**高齢者と高校生**

高齢者と高校生で、自転車事故の半数近くを占めます。\*1  
また、違反をしていなくても事故にあうことがあります。\*2

※1 令和4年の市内における自転車事故件数 189 件のうち 87 件  
(65 歳以上の方 63 件、高校生の方 24 件)

※2 令和4年自転車事故でけがをした人 166 人中 58 人が違反なし。



事故に巻き込まれないよう  
気をつけるべえ～

### 3 事故原因の多くは、『安全不確認』

交差点、見通しの悪い曲がり角など、その都度

安全を確認しましょう！

※ 見えないところもしっかり確認



※ 横断するときはアイコンタクト

### 4 自転車乗車中の転倒に注意！

人や車とぶつからなくても、バランスを崩して転び、けがをす  
る事故も多く発生しています。

混雑している場所、段差がある場所、荷物をたくさん載せて  
いるときなどは、自転車を降りて、手で押して通行しましょう。

加入者の請求で最も  
多いのが、自転車が  
関係する事故なんだ



## 5 自転車安全利用五則の徹底

車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

夜間はライトを点灯

飲酒運転は禁止

ヘルメットを着用

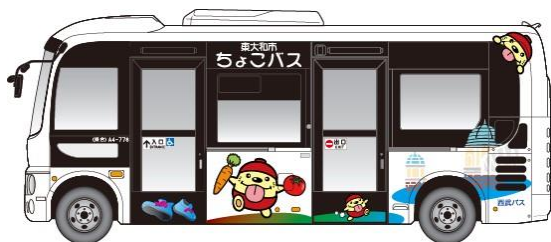


ルールを  
守ってね!

※ 令和5年4月1日から自転車に乗るすべての人にヘルメット着用の努力義務が課されました。

## 6 公共交通機関の利用

自分で運転するのが不安になった方は、電車やバスなどの公共交通機関を利用しましょう。



東大和市コミュニティバス「ちよこバス」

安心だべえ〜



東大和市役所 道路交通課 交通対策係

電話(042)563-2111(内線 1213)

～運転免許証を返納していただいた方へ～

## うまべえからのお願い



長年にわたり安全運転を心がけていただき、ありがとうございました。

今後、外出する際は、自転車や徒歩、あるいは公共交通機関を利用することが増えると思います。

近年、東大和市内では、ご高齢の方が事故に関わる割合が都内でも高く、注意していただきたいことを「うまべえからのお願い」として冊子にまとめました。

ご確認ください。

～東大和市～

# 1 東大和市内の交通事故

市内では、高齢者や自転車が関係する事故が多く発生しています。

※ 令和4年の高齢者関与率 都内49区市中6位 自転車関与率 同9位

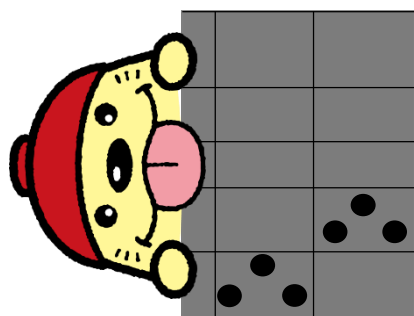
気をつけないと  
いけないべえ～



## 2 事故原因の多くは、『安全不確認』

交差点、見通しの悪い曲がり角など、その都度安全を確認しましょう！

※ 渡ろうとしている人がいるかも…



※ 物陰から人が飛び出してくるかも…



### 3 自転車乗車中の転倒に注意！

人や車とぶつからなくても、バランスを崩して転び、けがをする事故も多く発生しています。

混雑している場所、段差がある場所、荷物をたくさん載せているときなどは、自転車を降りて、手で押して通行しましょう。

急がば回れ  
だべえ～



### 4 自転車安全利用五則の徹底

車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

夜間はライトを点灯

飲酒運転は禁止

ヘルメットを着用

ヘルメット着けて  
欲しいべえ～

※ 令和5年4月1日から自転車に乗るすべての人に  
ヘルメット着用の努力義務が課せられました。

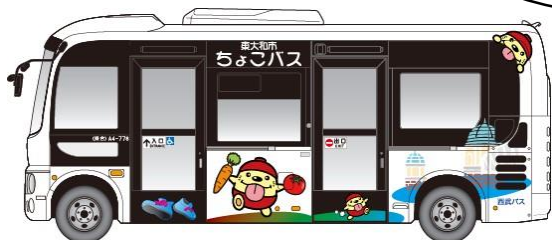


## 5 公共交通機関の利用

なるべく電車やバスなどの公共交通機関を利用

しましょう。

楽しんだべえ～



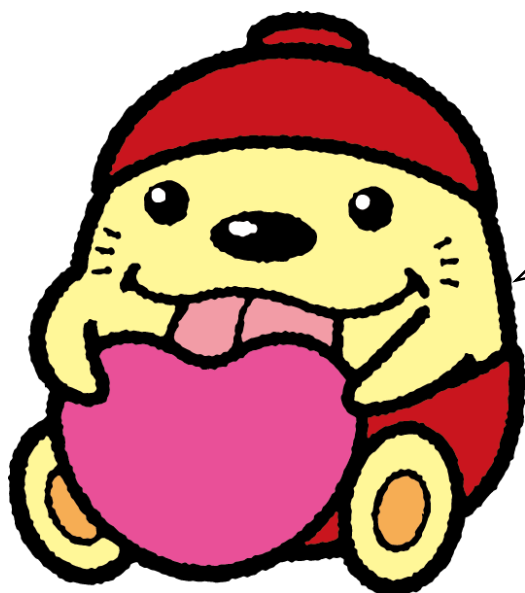
東大和市コミュニティバス「ちよこバス」



## 6 おわりに

事故にあわず長生き

してほしいべえ～



東大和市役所 道路交通課 交通対策係  
電話(042)563-2111(内線 1213)

自転車用ヘルメットを**2,000円引き**で購入できます！

## ● 対象者

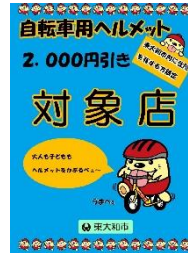
次の①～③**全てに該当**する方

- ① 東大和市内に住所を有する方
- ② 自身が着用するための自転車用ヘルメットを購入する方
- ③ 市の自転車安全利用啓発冊子で学習をした方

このポスターが目印  
なんだべえ～

## ● 購入方法

- ① 市内の指定店舗(裏面参照)に行く。



うまべえ

- ② 自転車用ヘルメットを選ぶ。



対象になるヘルメットは、**安全基準(※1)**を満たした、  
通常の販売価格が税込み **3,000円以上**の**新品**のものだべえ～

※1 安全基準…SG・JCF・CE・GS・CPSC等のマークがあること。

- ③ 本人確認書類(※2)を提示して、「東大和市に住所を有する」ことを店員に示し、申込書を記入。

お願いします  
だべえ～



※2 本人確認書類…運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどで名前と住所が確認できるもの。

- ④ 配布される自転車安全利用啓発冊子をよく読む

この機会に正しい乗り方を  
学んだべえ～



【自転車安全利用啓発冊子】

- ⑤ 通常の販売価格から**2,000円**割引で購入。

## ● 期間

令和5年8月1日(火)～令和6年3月31日(日) ※期間中でも予算がなくなり次第終了となります。

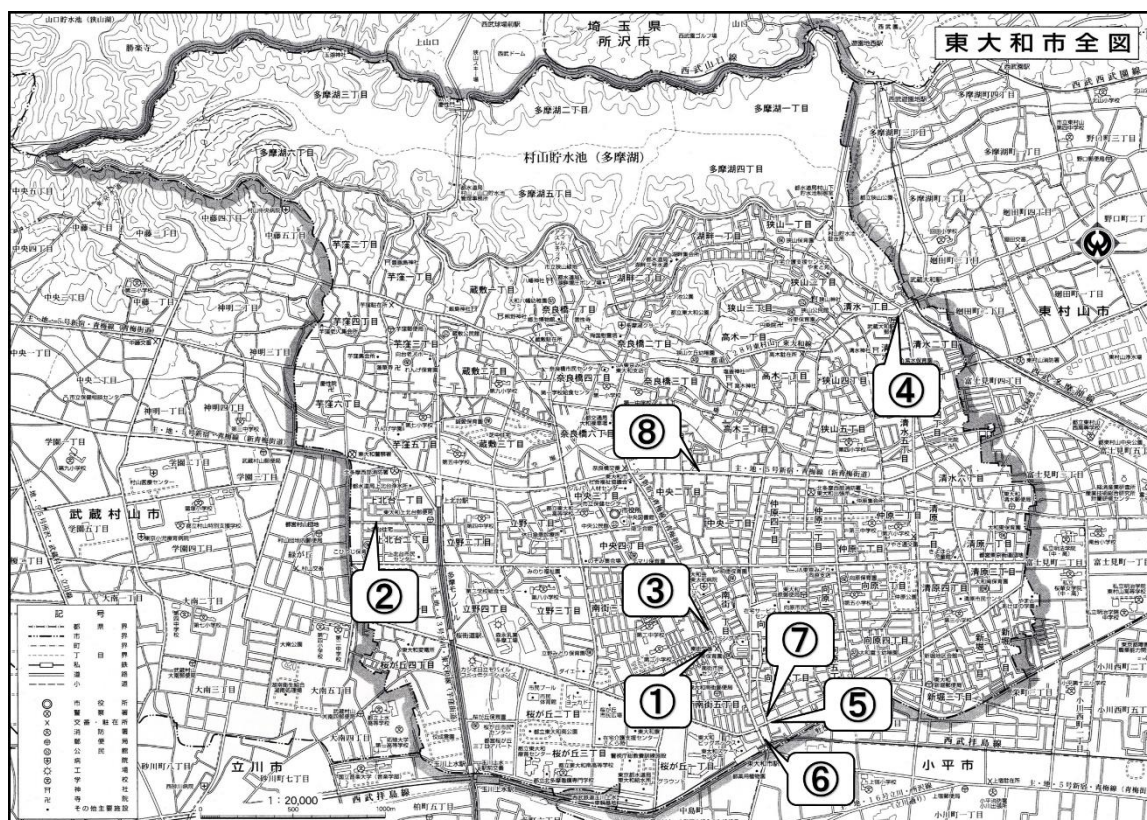
## ● もうヘルメットを購入してしまった方へ

令和5年4月1日～7月31日に自転車用ヘルメットを購入した方は、領収書等を添付して市に補助金の申請をすることが出来ます。(対象者等は、上記に準じます・購入店の制限はありません)

## ● 問い合わせ先

● 東大和市 道路交通課 交通対策係 ☎電話:042-563-2111(内線 1213)

# 【市内の指定店舗】(令和5年9月1日時点)

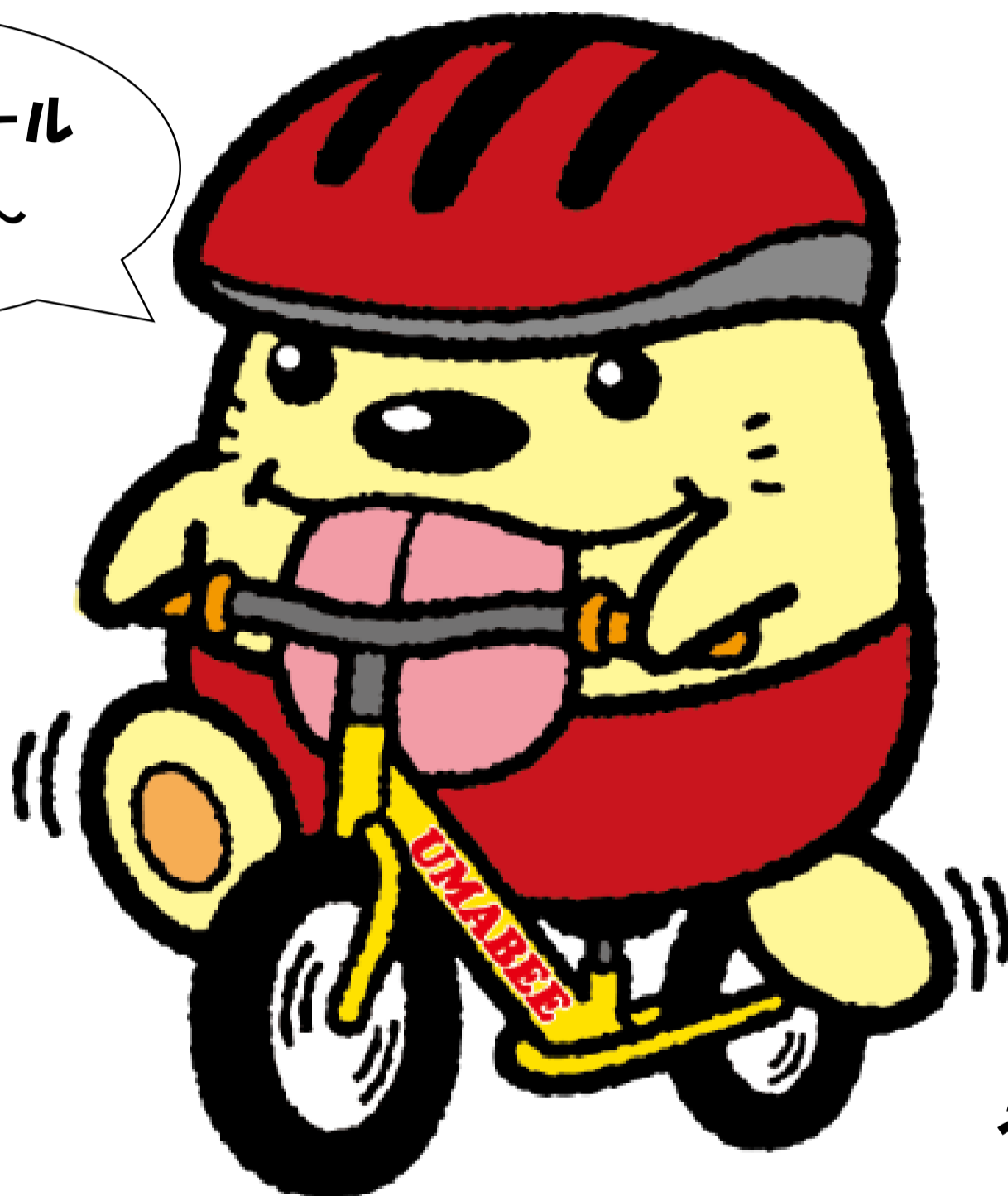


※ 変更が生じた場合は、市の公式ホームページにてお知らせします。

番号	店舗名	所在地	電話番号	営業時間	休業日	その他
①	小樽自転車店	南街 2-111-4	042-561- 0722	9時30分から 19時	無休	
②	サイクルショップサイトウ	上北台 1-902- 178	042-843- 6656	11時から20時	火曜日定休	注文販売 のみ
③	十文字サイクル	南街 2-79-13	042-561- 3816	10時から18時	火曜日定休	
④	多摩湖のじてんしゃ屋さん Pokito a Poko	清水 3-800-6	042-569- 8460	10時から18時	水曜日定休	
⑤	ちよだサイクル	向原 6-1201-2 OSEビル	042-563- 4789	11時から19時	無休	注文販売 なし
⑥	フリースサイクル 東大和店	向原 6-1412- 18	042-565- 1411	10時から20時	無休	
⑦	YSP 東大和南	南街 4-20-18	042-561- 1075	10時から19時	第1・第3月曜 日、火曜日定休	
⑧	ダイワサイクル東大和店	中央 2-556-1	042-563- 8678	10時から20時	12月31日、 1月1日	

～自転車用ヘルメット購入者の方へ～  
**うまべえからのお願い**  
(自転車安全利用啓発冊子)

自転車のルール  
を学ぶべえ～



うまべえ

この度は、自転車用ヘルメット購入費補助事業のご活用ありがとうございます。  
東大和市内で発生した自転車の事故件数が4年連続で増加しています。  
みなさんが自転車を安全に利用してもらうため、知っておいて欲しいことをまとめた  
ので、この冊子で自転車の交通ルール等を学習してください。

～東大和市～

# 1 市内の自転車事故は、幅広い世代で発生！

令和4年東大和市内の自転車事故 **189 件**の事故当事者は、高齢者や高校生が多いものの、**20～50 代**でも多くみられます！

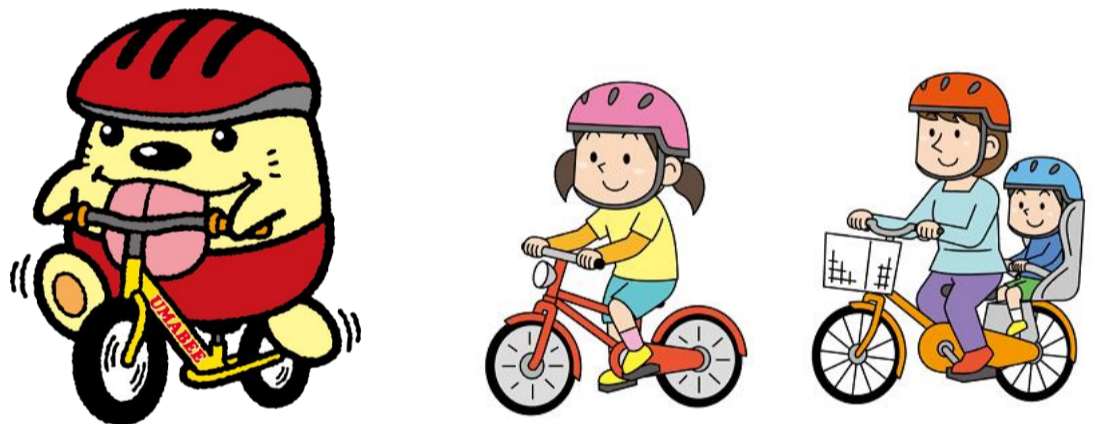
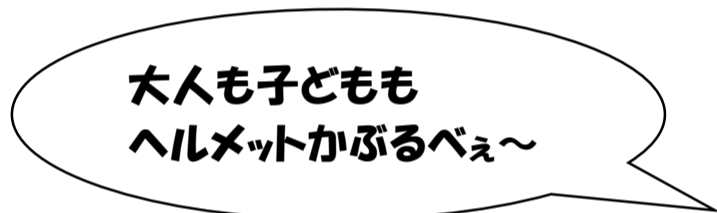
また、事故の約 **70%**は、自転車側にも違反があります。



## 2 ヘルメット着用の効果

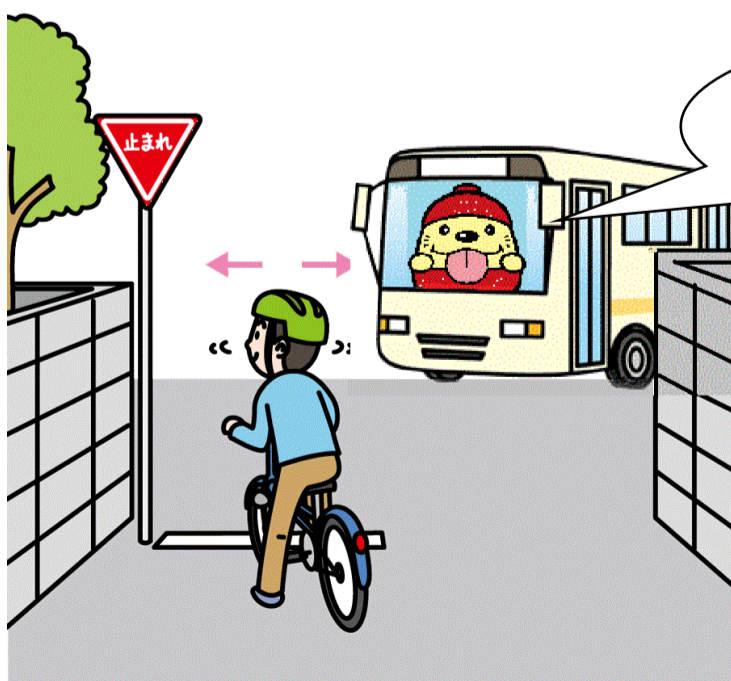
自転車事故で死亡した人の約 **7 割**が、**頭部に致命傷**を負っています。着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約 **2.3 倍**も高くなります。

また、一命をとりとめたとしても高次脳機能障害(※)が残る可能性があります。交通事故による被害を軽減するため、自転車用ヘルメットを正しく被りましょう。



※ 高次脳機能障害…病気や事故等で脳の一部が損傷し、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能の一部に障害が起きた状態を言います。

## 3 事故原因の多くは、『安全不確認』



ボクに気付いて欲しいべえ〜

・交差点、見通しの悪い曲がり角など、「**右・左・右**」を見て、その都度安全を確認しましょう！

・一時停止標識は、**自転車も従う義務**があります！必ず停止して安全を確認しましょう！



## 4 保険に加入しましょう！

東京都では、万一の自転車事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務になっています。

### 自転車側が加害者になった高額賠償事例

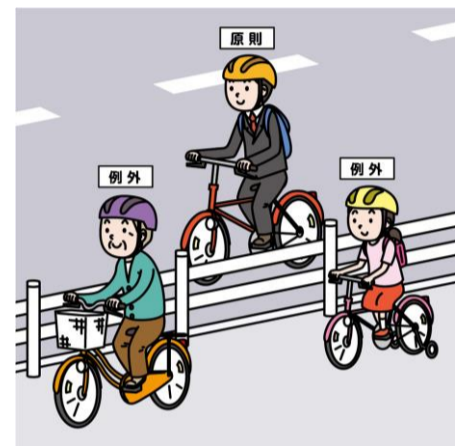
- ・高校生が自転車に乗りながら携帯電話を操作していたところ、歩行者と衝突  
⇒ 高校生側に **5000万円**の賠償金の支払い
- ・自転車に乗る小学生と歩行していた高齢者との自転車事故  
⇒ 小学生側に **1億円**近い賠償金の支払い
- ・自転車に乗る男性がペットボトルを片手に下り坂を減速せず進入、横断歩道を横断中の女性と衝突 ⇒ 男性側に **6700万円**の賠償金の支払い

## 5 自転車安全利用五則の徹底

### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

(例外)・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき

- ・自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき
- ・道路標識により自転車が歩道を通行することができるとされているとき



### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

### ③ 夜間はライトを点灯

### ④ 飲酒運転は禁止

### ⑤ ヘルメットを着用

(令和5年4月1日から努力義務化)

他にも…

- 他の自転車と並んで走行しない
- 傘差し運転をしない
- スマートフォン等の画面を見ながら運転しない
- イヤホン等を使用しながら運転しない
- 自転車で二人乗りをしない(幼児等を乗せている場合・タンDEM車の場合を除く)



## 6 テスト(○×問題)

- ① 自転車が歩道を通行する場合、歩行者が自転車の通行の邪魔になるようであれば、ベルを鳴らして注意を促して良い。
- ② 自転車に乗って坂を下っていたところ、一時停止標識があったが、速度を下げたくないで止まらずに通過した。
- ③ 自転車に乗りながら、片手にスマホを持ち、イヤホンで音楽を聴きながら、LINEのメッセージを確認した。
- ④ 車両が少ない場合や道路が広い場合は、車道の右側を通行できる。
- ⑤ 歩道を自転車で走る場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。
- ⑥ 髪型がくずれるのが嫌なので、ヘルメットを浅く被った。
- ⑦ ヘルメットの使用期限は、使用開始からおおむね3年から5年と言われている。

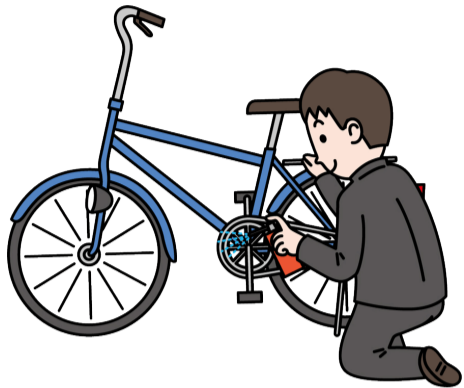
回答欄

①
②
③
④
⑤
⑥
⑦

# 7 点検整備は自転車利用者の努力義務です！

東京都では条例により、自転車利用者は「点検整備が行われた安全な自転車を利用すること」が努力義務になっています。

日常点検を実施し、1年に1回以上は自転車安全整備士がいる自転車安全整備店で点検整備を受けましょう！



自転車の日常点検のポイントは、

- ・ブレーキは前・後輪ともよく効くか
- ・タイヤはすり減っていないか、空気は十分に入っているか
- ・ハンドルがきちんと固定されているか
- ・シャタイ(車体)の点検
- ・ベルは鳴るか
- 「フタハシャベル」と覚えるんだべえ～

- ・サドルは固定されているか、両足先が地面に着くか
- ・反射機材や尾灯はついているか
- ・チェーンは緩んでいないか、さびていないか、円滑に回るか
- ・スタンドはしっかり立つか、がたつきがなく円滑に動くか
- ・ライトが明るくつくか
- ・ペダルは曲がっていないか、がたつきがないか
- ・泥よけはがたつきや緩みがないか
- ・積載装置(カゴや荷台等)のがたつきや緩みがないか

# 8 東京都自転車安全学習アプリ「輪トレ」のご案内

東京都が開発した自転車のルール・マナーを手軽に学べる無料アプリです。アプリ内の試験で合格証をゲットすると、素敵な特典があります。

みなさん是非やってみましょう！

※ アプリの内容・特典の詳細は右のQRコード先の東京都ホームページをご覧ください。

「輪トレ」のダウンロードはこちら

(東京都のHPへ飛びます)

または、「輪トレ」で検索



やってみて  
欲しいべえ～



# 9 テスト(回答)

- ① × 自転車は車道が原則で、例外的に歩道を通行できます。歩道を通行する際は、歩行者が優先です。
- ② × 自転車は車の仲間です。一時停止標識に従う義務があります。
- ③ × イヤホン等を使用しながらの運転、携帯電話使用等(画像注視も含む)の運転は禁止されています。
- ④ × 自転車は道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません。
- ⑤ ○ 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければなりません。
- ⑥ × ヘルメットは正しく着用しないと効果を発揮しません。深く被り、あご紐をかける等、正しく着用しましょう。
- ⑦ ○ 衝撃吸収素材等の経年劣化により、耐用年数はおおむね3年から5年と言われています。一度転倒した場合や傷などがある場合は、新品に交換しましょう。

東大和市 まちづくり部道路交通課 交通対策係

電話(042)563-2111 (内線 1213)